官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○保安林の指定を解除する件（農林水産一二一六～一二三七）　一
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一二三八～一二四六）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇七五～一〇七九）　四
○国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件（同一〇八〇）　五
○道路に関する件（北陸地方整備局三五）　六
○道路に関する件（沖縄総合事務局一八、一九）　六
〔人事異動〕
内閣　宮内庁　六
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項
天塩川水系、久慈川水系及び那珂川水系に係る河川整備基本方針の変更について（国土交通省）　六
国家試験
令和八年度特定侵害訴訟代理業務試験の試験会場（工業所有権審議会）　六
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一二四）　六
〔資料〕
令和八年六月中国際収支状況（速報）及び令和八年上半期中国際収支状況（速報）（財務省）　六
〔公告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、簡易確定、所有者不明関係　七
会社その他　七

その他告示

○農林水産省告示第千二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県下松市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　公衆の保健

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び下松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県呉市焼山町字能登呂一〇四四六の一八・一〇四四七の二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町長澤字フタマタ九一の一三から九一の一五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村大字大塩沢字大向一二一一の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道川上郡標茶町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県那須塩原市塩原字門前一六四三の二、一六四三の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅